

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
1	対象事業	新規の事業であることとは、どういったものを指すのか。	事業者が千葉県において初めて実施するイベント等を新規事業とする。
2	対象事業	既存のイベントでも申請できるのか。	すでに市内で実施しているイベントでも申請は可能である。 ただし、その場合は、前回開催した内容を改善又は拡充している必要がある。（その旨を申請時に事業計画書（様式1号の2）に記載すること。）
3	対象事業	新規の事業で複数年、支援を受けられるのか。	同一事業で2か年まで申請することができ、採択されれば、2か年まで支援が可能。ただし、2か年とも審議会による審査を受け採択されたものが支援対象となる。なお、2年目は、支援初年からの事業の見直しや拡充を行うものが対象となる。
4	対象事業	料金を徴収するイベントでも良いのか。	良い。 本事業では、次回以降、参加料金や協賛等によって、自走していただくことを目的としている。
5	対象事業	昼間から夜間にかけて行うイベントは対象になるのか。	イベントの主たる実施時間帯が日没から日の出までであれば、日没前から連続して実施しているイベントでも申請可能。 ただし、例えば同一イベントにおいて、昼の部と夜の部など分かれている場合には、原則として夜の部（日没後の部分）が支援の対象となる。 個別事業のお問い合わせについては、下記問い合わせ先まで連絡をいただきたい。
6	申請	プレエントリー時には、事前申請書のみの提出で良いのか。	良い。 メールで提出すること。
7	申請	プレエントリー時に、法人である必要があるのか。	原則、法人である必要がある。手続き等が間に合わない場合は、その理由・申請中の法人名を記載のうえ、プレエントリーすること。なお、本申請時は、法人登記が完了していなければならない。
8	申請	前年に採択された事業の場合でも、再度申請が必要なのか。	必要である。 また前年に採択された事業であっても、支援決定事業となるには、改めて審議会の審査を経て採択される必要がある。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
9	申請	申請者は法人とあるが、実行委員会形式で開催する場合の申請方法は。	実行委員会形式で開催する場合は、代表となる法人で申請すること。 なお、実行委員会形式の場合、申請時に「規約又は会則、会員（役員）名簿及び構成団体一覧」を提出いただく必要がある。 ※詳細は、募集要項の7（1）を参照
10	申請	同一の会社でも、イベント内容や実施場所が異なる場合、複数の応募は可能か。	事業内容が異なる場合は、1社が複数の事業を申請することは可能。
11	申請	実施会場の利用が確定していない場合でも、申請可能か。	プレントリーおよび本申請の時点では、施設の利用許可などを取得していなくても、申請は可能。 ただし、本申請前には施設管理者等に事前に連絡を取るとともに、利用許可の条件などを確認し、利用許可を得るための準備を進めておくこと。 施設管理者の連絡先等が不明の場合は、下記問い合わせ先まで連絡をいただきたい。
12	申請	立ち上げて間もない法人で決算書がない場合は、代わりに提出が必要なものはあるか。	決算書が無い場合は、それに代わるものの提出は不要である。
13	申請	法人の登記事項証明書は原本の提出が必要か。	写しでも可とする。なお申請日から3か月以内のものとする。
14	経費	当日、雨天等で中止となった場合は補助金の交付はあるのか。	開催準備等に要した経費のうち、補助対象経費の交付は可能である（補助交付決定額を上限とする。）。
15	経費	アーティストを誘致した場合の経費は、補助対象経費となるか。	補助対象経費のうち、音楽・文芸・美術費の出演料に該当することが見込まれる。 詳細は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱別表参照。
16	経費	補助対象外経費とは具体的にどういったものか。	主な補助対象外経費の例 ・消費税 ・申請者（主催者）自らが管理している施設の会場使用料 ・申請者（主催者）自らが食べるために用意した弁当代 等 詳細は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度要綱別表参照。

千葉県ナイトタイムエコノミー推進支援制度に関するよくある質問

No	項目	質問	回答
17	経費	支援決定後、イベントの内容に変更があり、補助対象経費の金額が減額した場合、交付決定額は減額されるのか。	支援決定後に、事業内容、補助対象経費又は遂行計画を変更する場合は、「変更承認申請書兼補助金変更交付申請書（様式第4号）」の提出が必要である。 提出された申請内容を審査し、支援対象事業の変更を承認することが適当と認められる場合は、変更交付決定を行う。この場合、補助対象経費が減額となった場合は、その内容に応じて交付決定額も減額される。 ただし、事業の趣旨及び目的に影響を及ぼさない変更であって、補助対象経費総額の20%未満の経費配分の変更については、変更承認申請を要しないため、この限りではない。
18	経費	補助金を申請する際、インターネットで購入した物品なども領収書があれば対象となるか。	領収書に、宛名（申請者名）、ただし書き（補助対象経費に該当する品名）が正しく記載された領収書であれば、インターネットで購入したものの領収書でも対象とする。 なお、インターネットでの購入の際、ポイントを利用した場合、ポイント分は補助対象経費から除外する。
19	経費	領収書は決定後発行のものとあるが、事前に準備しないと間に合わないものがある場合も対象外となるのか。	領収書の日付は、決定通知日以降のものが補助対象経費となる。
20	経費	自己負担金はゼロでも良いのか。	自己負担金としての予算計上はゼロでも構わない。 ただし、本補助制度は、補助対象経費に対し1／2が上限となっているため、残りの1／2の経費は、コンテンツ開催日の入場料等や協賛金などの収入から賄う必要がある。

問い合わせ先
 千葉県 経済農政局 経済部 観光プロモーション課
 電話:043-245-5066
 メール:promotion.EAE@city.chiba.lg.jp